

## 柏崎市自動車・環境エネルギー産業等参入支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市産業の振興を図るため、基幹産業である製造業を始めとした市内事業者が、経済社会の変化に対応し、自動車・環境エネルギー産業などの成長分野に参入するために取り組む事業に係る経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 製造業 総務省が定める日本標準産業分類に基づく製造業をいう。
- (2) 市内中小企業者 本市に本社又は事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定するものをいう。）をいう。
- (3) 先端設備等導入計画 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第52条第1項に規定する先端設備等導入計画をいう。
- (4) 先端設備等 法第2条第14項に規定する先端設備等をいう。
- (5) 脱炭素電力 発電時に二酸化炭素を排出しない電力又は実質的に二酸化炭素を排出しない電力として利用できる電力をいう。
- (6) リース事業者 リース取引により、市内中小企業者（市税を滞納していないものに限る。）に先端設備等を貸し付けるものをいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助の対象とする事業は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 市内中小企業者が市内事業所で使用する電力の一部又は全部について、特別の料金負担がある脱炭素電力を調達する事業
- (2) 市内中小企業者が成長分野への参入を目指して、本市の認定を受けた先端設備等導入計画における機械及び装置（以下「補助対象設備」という。）を導入し、次のいずれかの要件を満たす事業

ア 補助対象設備において使用する電力が特別の料金負担により調達した脱炭素電力又は自らの発電により利用する脱炭素電力を含むものであること。

イ 補助対象設備の使用エネルギーを化石燃料から電力へ転換すること。

ウ 補助対象設備について、入替え前の設備又は同型の旧設備と比較して省エネルギー効果が確認できること。

- (3) 市内中小企業者が自動車・環境エネルギー産業等の成長産業への進出を目的として、試作・サンプル品を製作する事業。ただし、当該試作品は市内中小企業者自らが管理し、受注獲得のために使用するものに限る。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、市税を滞納しておらず、かつ、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 前条第1号に規定する事業 市内中小企業者  
(2) 前条第2号に規定する事業 製造業を営む市内中小企業者又はリース事業者  
(3) 前条第3号に規定する事業 製造業を営む市内中小企業者

(補助対象経費及び補助金の額等)

第5条 補助金の交付の対象とする経費及び補助金の額は、補助対象事業ごとに別表1に定めるとおりとする。

(第3条第1号に規定する事業に係る補助金の交付申請及び実績報告等)

第6条 第3条第1号に規定する事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付を受けようとする年度の初日が属する年の翌年1月1日から3月31日までに、柏崎市自動車・環境エネルギー産業等参入支援補助金(脱炭素電力導入支援分)交付申請書兼実績報告書(別記第1号様式)に別表2に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査の上、補助金の交付決定又は不交付決定をするとともに、交付決定する場合にあっては額の確定をし、次の各号に定める場合の区分

に応じ当該各号に定める通知書を申請者に送付するものとする。

(1) 申請が適当と認める場合 柏崎市自動車・環境エネルギー産業等参入支援補助金（脱炭素電力導入支援分）交付決定通知書兼確定通知書（別記第2号様式）

(2) 申請が不相当と認める場合 柏崎市自動車・環境エネルギー産業等参入支援補助金（脱炭素電力導入支援分）不交付決定通知書（別記第3号様式）

（第3条第2号に規定する事業に係る補助金の交付申請及び実績報告等）

第7条 第3条第2号に規定する事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付を受けようとする年度の初日が属する年の翌年2月末日までに、柏崎市自動車・環境エネルギー産業等参入支援補助金（脱炭素設備導入支援分）交付申請書（別記第4号様式）に別表2に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査の上、補助金の交付又は不交付を決定し、次の各号に定める場合の区分に応じ当該各号に定める通知書を申請者に送付するものとする。

(1) 申請が適当と認める場合 柏崎市自動車・環境エネルギー産業等参入支援補助金（脱炭素設備導入支援分）交付決定通知書（別記第5号様式）

(2) 申請が不相当と認める場合 柏崎市自動車・環境エネルギー産業等参入支援補助金（脱炭素設備導入支援分）不交付決定通知書（別記第6号様式）

3 前項第1号の規定により補助金の交付決定を受けた者であって、第3条第2号に規定する事業を完了した者は、補助金の交付を受けようとする年度の初日が属する年の翌年3月末日までに、柏崎市自動車・環境エネルギー産業等参入支援補助金（脱炭素設備導入支援分）実績報告書（別記第7号様式）に別表2に定める書類を添えて市長に報告しなければならない。

4 市長は、前項の規定による報告の内容が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、柏崎

市自動車・環境エネルギー産業等参入支援補助金（脱炭素設備導入支援分）確定通知書（別記第8号様式）により報告者に通知するものとする。

（第3条第3号に規定する事業に係る補助金の交付申請及び実績報告等）

第8条 第3条第3号に規定する事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付を受けようとする年度の初日が属する年の翌年3月末日までに、柏崎市自動車・環境エネルギー産業等参入支援補助金（試作・サンプル製作支援分）交付申請書兼実績報告書（別記第9号様式）に別表2に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査の上、補助金の交付決定又は不交付決定をするとともに、交付決定する場合にあっては額の確定をし、次の各号に定める場合の区分に応じ当該各号に定める通知書を申請者に送付するものとする。

(1) 申請が適当と認める場合 柏崎市自動車・環境エネルギー産業等参入支援補助金（試作・サンプル製作支援分）交付決定通知書兼確定通知書（別記第10号様式）

(2) 申請が不相当と認める場合 柏崎市自動車・環境エネルギー産業等参入支援補助金（試作・サンプル製作支援分）不交付決定通知書（別記第11号様式）

（補助事業の変更等の承認）

第9条 第7条第2項第1号の規定により補助金の交付決定を受けた者は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、柏崎市自動車・環境エネルギー産業等参入支援補助金（脱炭素設備導入支援分）変更等承認申請書（別記第12号様式）を速やかに市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業に要する経費に係る100分の20以内の変更（補助金の額の増加を伴うものを除く。）は、この限りでない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の変更又は中止若しくは廃止を承認する場合にあっては柏崎市自動車・環境エネルギー産業等参入支援補助金（脱炭素設備導

入支援分) 変更等承認通知書(別記第13号様式)により、承認しない場合にあつては柏崎市自動車・環境エネルギー産業等参入支援補助金(脱炭素設備導入支援分) 変更等不承認通知書(別記第14号様式)により、申請者に通知するものとする。

(交付の時期)

第10条 この補助金の交付日は、第6条第2項第1号、第7条第4項又は第8条第2項第1号の規定により交付すべき補助金の額の確定に係る通知をした日から起算して30日以内の日とする。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 市長は、申請に虚偽その他不正があつたことが判明したときは、第6条第2項第1号、第7条第2項第1号又は第8条第2項第1号の規定による交付の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金の支払を完了しているときは、この補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)に対し柏崎市自動車・環境エネルギー産業等参入支援補助金交付決定取消し及び返還通知書(別記第15号様式)により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助事業の経理)

第12条 補助事業者は、補助事業の経理について、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(財産処分の制限)

第13条 第3条第2号及び第3号に規定する補助対象事業によって取得した補助対象設備等について、当該補助事業者は、次項に規定する処分制限期間内において、市長の承認を得ないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 財産処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間とする。ただし、社会情勢の変化その他特別の事情が認めら

れる場合にあつてはこの限りでない。

(検査等)

第14条 市長は、補助事業者に対し、補助事業の内容及び経理の状況について説明を求め、又は検査を行うことができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、

補助金の支払については、令和13年5月31日までの間は、なお、その効力を有する。

別表 1 (第 5 条 関係)

区分	補助対象経費	補助金の額等
第 3 条 第 1 号	<p>電気料金のうち、特別な料金負担により調達する脱炭素電力の調達に係る従量料金</p> <p>【控除】 中小企業者の電気料金負担軽減を目的とした他の補助金等を控除する。</p>	<p>1 補助金の額 補助金を交付する年度の初日が属する年の 1 月分から 12 月分までの補助対象経費に 100 分の 80 を乗じて得た額 (1,000 円未満の端数切捨て)。ただし、補助限度額に満たない場合は、これと同額を中小企業者が支出した電気料金の範囲で加算する。</p> <p>2 補助限度額 一の年度において 300 万円</p>
第 3 条 第 2 号 ア又は イ	<p>補助対象設備の導入に要する費用</p> <p>【控除】 当該補助対象設備の導入費用軽減を目的とする他の補助金等を控除する。</p>	<p>1 補助金の額 補助対象経費に 100 分の 11 を乗じて得た額 (1,000 円未満の端数切捨て)</p> <p>2 補助限度額 (1) 中小企業者の場合 一の年度において 220 万円 (2) リース事業者の場合 一の年度において、リース取引をしている一の市内中小企業者当たり 220 万円を合算した額</p>
第 3 条 第 2 号 ウ		<p>1 補助金の額 補助対象経費に 100 分の 10 を乗じて得た額 (1,000 円未満の端数切捨て)</p> <p>2 補助限度額 (1) 中小企業者の場合 一の年度において 200 万円</p>

		(2) リース事業者の場合 一の年度において一の市内中小企業者当たり200万円を合算した額
第3条 第3号	<p>試作・サンプル品の製作に係る原材料費、外注加工費その他必要と認められる費用。ただし、人件費及び製作に要するエネルギー費用は除く。</p> <p>【控除】 施策・サンプル品の製造費用軽減を目的とした他の補助金等を控除する。</p>	<p>1 補助金の額 補助対象経費に100分の50を乗じて得た額（1,000円未満の端数切捨て）</p> <p>2 補助限度額 一の年度において100万円</p>

共通事項 消費税及び地方消費税に相当する額は、補助対象経費から除く。

別表 2 (第 6 条、第 7 条、第 8 条関係)

区分	添付書類
第 6 条 第 1 項	(1) 市内の事業所において脱炭素電力を導入していることを証する書類の写し (2) 補助対象経費の支払を証する書類の写し
第 7 条 第 1 項	(1) 先端設備等導入計画に係る認定通知書及び先端設備等導入計画に係る認定申請書（変更申請を行った場合は、先端設備等導入計画の変更に係る認定通知書及び先端設備等導入計画の変更に係る認定申請書）の写し (2) 補助対象経費の根拠資料の写し (3) 市内の事業所において、脱炭素電力を使用していることを証する書類の写し又は補助対象設備の仕様及び性能を確認できる書類
第 7 条 第 3 項	(1) 補助対象経費の支払を証する書類の写し (2) 市内の事業所において、脱炭素電力を使用していることを証する書類（交付申請から実績報告の間に使用を開始した場合に限る。） (3) リース契約又は割賦販売契約を証する書類の写し (4) 補助対象設備を導入した前後の設備の写真
第 8 条 第 1 項	(1) 補助対象経費の支払を証する書類の写し (2) 試作・サンプル品の写真（治具、工具等を購入した場合も写真を添付する。）
共通	(1) 市内に本社又は主たる事業所を有することを証明する書類（第 7 条第 3 項は除く。） (2) 市税完納証明書（第 7 条第 3 項は除く。） (3) 国等の補助金等の交付内容が確認できる書類の写し（第 7 条第 3 項は除く。また、国等の補助金等の交付を受ける場合に限る。） (4) 補助金の振込先口座が確認できる書類の写し（第 7 条第 1 項は除く。） (5) その他市長が必要と認める書類